

施設看護職員必聴

介護職ができない医療行為が明確化

－「医行為ではない行為」に関するガイドラインとは？－

本年5月19日に厚生労働省から、「原則として医行為ではない行為」に関する新たなガイドラインが公表されました。このガイドラインは令和4年に見直された「介護職ができる医療補助行為（医行為ではない行為）」について、介護現場での対応のばらつきを解消し、安全な実施方法を周知するために策定されたものです。具体的には、介護職員が医療職と連携しながら行う経管栄養・ストーマ装具・在宅酸素・服薬介助などの取り扱いについて、細部に亘って明確化したものです。**このガイドラインによって、従来から介護職が行っている医療補助行為ができなくなることもあります。**また、事故発生時には大きな責任を問われることもあり得ます。本セミナーでは、介護現場に関わる多くのケースをチェックして解説します。

セミナーの概要

《1》新たなガイドライン公表に至る経過

1. 令和7年5月19日介護保険最新情報
2. 見直されたガイドラインとは？

《2》「原則として医行為ではない行為」に関する基本的な理解

1. 医行為を行う場合の医療職との連携
2. 医薬品の使用の介助について
3. 全ての行為についての注意点

《3》「原則として医行為ではない行為」の各論

1. 体温計による体温測定
2. 自動血圧測定器などによる血圧測定
3. パルスオキシメーターによる動脈血酸素飽和度の確認
4. 血糖測定器の取り扱いに関する行為
5. インスリン注射に関する行為
6. 経管栄養の準備などに関する行為
7. 吸引器に関する行為
8. 在宅酸素や人工呼吸器装着者に対する行為
9. 膀胱留置カテーテルやストーマ装具装着者に対する行為と浣腸
10. 口腔ケア、爪切り、耳垢除去に関する行為
11. 軽微な切り傷、擦過傷、火傷の手当て、軟膏の塗布、湿布の貼付
12. 服薬介助、点眼薬の点眼、点鼻薬の噴霧、座薬の挿入、吸入薬の吸入、

厚生労働省通知⇒<https://x.gd/EedR4>ガイドライン⇒<https://x.gd/kA2fl>

安全介護セミナー開催要領

■開催日時：12月11日13:30～15:00

■講師：介護リスクコンサルタント 川村亜希

■受講方法：Zoomによるオンライン受講

■提供資料：テキスト（手持ち資料）・お役立ちツール

■申し込み方法：右記QRコードより申込フォームを入力。
又は、申込書をご記入のうえ、メールでお申込みください。
後日、ZOOMのURLが届きます。

申込フォーム



セミナーに関するお問い合わせは

有限会社オフィスブレイン 事務局

mail:info@officebrain.co.jp

次の介護職の行為はやってよいでしょうか？

在宅酸素の入居者がデイサービスに行くので、介護職が小さなボンベの酸素に替えてあげた。

「点鼻薬がうまくいかない」というので、薬を鼻腔に垂らしてあげた。

介護職が利用者の使用したインシュリン注射器の針を抜いて、専用の容器に廃棄してあげた。。

看護師の指示で介護職がラキソベロン内服液を、5滴白湯に滴下して飲ませた。

「歯周病が悪化した」という利用者に、介護職が口腔ケアを念入りに実施した

爪白癬で巻き爪の利用者の爪が切れないので、介護職が爪やすりで端を削ってあげた。

「耳垢が詰まって聞こえなり」と言う利用者に、介護職が耳の奥深くに詰まっている大量の耳垢を取ってあげた。



介護職ができない医療行為が明確化 セミナー参加申込書

宛 先

令和 7年 月 日

有限会社オフィスブレイン

送付枚数：1枚（本紙のみ）

担当者：佐々木

FAX番号：011-207-2523

※ 日付・下記をご記入の上、本紙のみご送信ください。

必要事項

法人名・施設名・住所・電話番号・参加者名（複数で受ける場合は全員分）
・役職・E-mailとなっておりますのでよろしくお願いいたします

法人名		施設名		
住 所	〒		電話番号	
参加者名①			役 職	
アドレス				
参加者名②			役 職	
アドレス				
参加者名③			役 職	
アドレス				

<お客様情報のお取り扱いについて>

ご記入いただきました内容は、オフィスブレインからの各種商品・サービスのご案内、及び各種情報提供・運営管理に活用させていただきますのでご了承ください。